

八王子市医療的ケア児支援検討会開催要綱

令和4年（2022年）4月1日施行

（目的）

第1条 八王子市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画等に基づき、医療的ケア児及びその家族に対する支援体制を充実するため、八王子市医療的ケア児支援検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（検討事項）

第2条 検討会は、下記事項について検討を行う。

- （1）医療的ケア児等に係る課題について
- （2）医療的ケア児等に係る適切な方策について
- （3）医療的ケア児等に係る関係機関の連携協力体制の整備について
- （4）その他市長が必要と認める事項について

（構成）

第3条 検討会の参加者は、次に掲げる者とする。

- （1）医療機関・団体を代表する者 7名以内
- （2）障害福祉関係機関・団体を代表する者 3名以内
- （3）保育・教育関係機関を代表する者 2名以内
- （4）行政機関を代表する者 7名以内
- （5）その他市長が必要と認める者

（座長及び副座長）

第4条 検討会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、検討会を進行する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会期）

第5条 会期は令和4年（2022年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までとする。

（事務局及び庶務）

第6条 検討会の事務局は、福祉部障害者福祉課に置き、その庶務は、事務局において処理する。

（発議）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年（2025年）3月31日に廃止する。